

# 岐阜県立多治見高等学校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義（法：第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### (3) 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。また、教職員は「いじめ」を許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす意識や日常的な態度を高める。
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、いじめ問題には危機感を持って組織的に対応し、未然防止はもとより、早期発見、早期対応に努める。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・解決したと即断することなく継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明し、学校HPに掲載する。

## 2 いじめの未然防止のための取組み

### (1) いじめ防止等の対策のための組織（法：第22条）

【組織の名称】

多治見高校「いじめ防止対策委員会」

【組織の構成員】

- ・学校関係者 校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、教育相談担当  
※必要に応じて関係職員・生徒代表を加える。
- ・外部専門家等 臨床心理士、保護者代表、地域代表

【組織の運営】

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに、重大事態発生時の調査を実施する。
- ・年 2 回（5 月と 2 月）委員会を開催し、いじめの防止と対応に対する取組について外部専門家等に意見を求め、見直しや改善を図る。

### (2) 学校及び各分掌の取組

#### ①学校全体

- ・教育活動全体を通して、全ての生徒に正しい人権意識を醸成し、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・「報告・連絡・相談」体制を整えて情報の共有を図り、管理職を中心とした組織対応を維持する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質向上を図る職員研修等を開催する。

②生徒指導部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的（6・11・2月）に「いじめ・迷惑調査」を実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう情報共有に努める。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・講演会やLHRを通して情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。

③教務部

- ・全校生徒・教職員で授業規律を徹底して整える。
- ・研究授業や公開授業を行う機会を増やし、質の高い「わかる授業づくり」を目指す。
- ・授業の中で「言語活動の充実」や「アクティブ・ラーニング」を意識した授業を行い、他者の意見に耳を傾けながら自分の考えを論理的にわかりやすく伝えることができる能力を育てる。

④進路指導部

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・総合的な学習の時間（ゼミ学習）やLHRでの討議、発表を通して他者を理解し、話し合いの意義を理解する。さらに、他者をとおして自己理解の一助とする。
- ・社会人招聘講座や先輩と語り合う中で、将来の目標をより具体化し生き方について考えさせる。

⑤特別活動部

- ・HR活動を工夫することにより、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動による「いじめ防止」に関わる自主的な活動推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いを高め合える組織を目指す。
- ・MSリーダーズなど社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を高める。

⑥保健厚生部

- ・生徒の主体的な環境美化活動を推進し、自ら考え行動できる力と奉仕の精神を養う。
- ・保健室と担任、教育相談係が連携して情報を収集し、情報の共有と指導の一本化につなげる。

⑦渉外部

- ・保護者と接する機会をとおして情報を収集し、いじめの実態を把握する。

⑧図書視聴覚部

- ・人権意識を高め健全な人間関係を築くため、より良い影響を与える良書の購入とその紹介に努める。
- ・朝読書等を活用して読書習慣の形成を図り、豊かな情操を養い精神的な成長を促す。

(3) 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

月	行 事	取組内容
4	始業式・入学式 第1回いじめ防止職員研修（4/6） 教育相談（二者面談4/12～19）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止基本方針」に関する講話</li> <li>・「いじめの定義と認知」「いじめ防止基本方針」具体的対応についての確認</li> <li>・生徒の生活状況や問題意識等の確認</li> </ul>
5	Σ検査（5/15） 第1回「いじめ防止対策委員会」（5/21）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒心理検査（1・2年生対象）</li> <li>・「いじめ防止基本方針」に基づいた学校の方針と年間取組検討、学校HP掲載</li> </ul>
6	第2回いじめ防止職員研修（6/6） 第1回校内いじめ、迷惑調査職員研修①（6/13）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止委員会報告、協議内容の共有 学校HP議事録掲載</li> <li>・実態把握と初期対応（全校）</li> <li>・いじめ対応に係る教職員の資質向上を図る</li> </ul>

7	第1回県いじめ調査 三者面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県いじめ調査報告（4～7月）</li> <li>・家庭生活の状況確認</li> </ul>
8 9	職員会議（8/22） 職員研修②（9/13）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の生徒情報交換</li> <li>・情報モラル講話（1,2年生対象）</li> </ul>
11	第2回校内いじめ、迷惑調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握と初期対応（全校）</li> </ul>
12	職員研修③(12/6) 第2回県いじめ調査 三者面談 学校評価アンケート（生徒・保護者） 第3回いじめ防止職員研修（12/12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権統一LHR（ひびきあいの日）</li> <li>・県いじめ調査報告（8～12月）</li> <li>・家庭生活の状況確認</li> <li>・いじめ防止等の取り組み状況の評価</li> <li>・いじめ調査の結果分析と考察</li> </ul>
1	職員会議（1/16）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季休業明けの生徒情報交換</li> </ul>
2	第3回校内いじめ、迷惑調査（全校） 第2回「いじめ防止対策委員会」（2/20）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握と初期対応（全校）</li> <li>・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 学校HP議事録掲載</li> </ul>
3	第3回県いじめ調査 第4回いじめ防止職員研修（3/19） （反省職員会議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県いじめ調査報告（年間）</li> <li>・今年度の反省と来年度に向けての方針</li> </ul>

### 3 いじめ問題に対する措置

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（早期発見・事案対処マニュアルを別に定める。）

#### ①組織対応（法：第23条）

- ・いじめに係る情報を知りえた教職員は速やかに管理職に報告、情報の共有を図り、組織対応につなげなければならない。
- ・「生徒指導委員会」および、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」で対応する。  
※必要に応じて県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

#### ②対応順序

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）  
※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

#### ①重大事態の判断（法：第28条）

- ・生命、心身又は財産に重大な被害（自殺企図、重大な傷害、金品の被害、精神性疾患の発症、等）が生じた疑いがあると認められる場合
- ・相当の期間学校を欠席（年間30日以上または一定期間の連続欠席）することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

## ②対応順序

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

## ③学校主体による調査組織の編成

- ・ 「いじめ防止対策委員会」に、さらに必要な第三者を加えることができる。  
※構成には当該事案に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性、中立性の確保に努める。  
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

## ③学校主体による調査における注意事項

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

## （3）いじめの解消

以下の2つの要件が満たされている状態を以て、いじめが「解消している」状態とする。

- ①いじめに係る行為が相当期間（少なくとも3か月を目安）止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。）

## 4 情報等の取扱い

### （1）個人調査データについて

生徒の心理検査、いじめ・迷惑調査等の個人調査データは生徒の在籍期間内は必ず保管し、必要に応じて関係諸機関に提出する。また、アンケートデータや聴取結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は5年間保管することとする。

### （2）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成 26 年 4 月 1 日 施行  
平成 29 年 4 月 1 日 改正  
平成 30 年 4 月 1 日 改正

## 多治見高校 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取り、生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での「生徒指導委員会」「いじめ防止対策委員会」の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る      *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告      TEL058-272-1111(内線 3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、育友会会長に報告	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを行う	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説教にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。